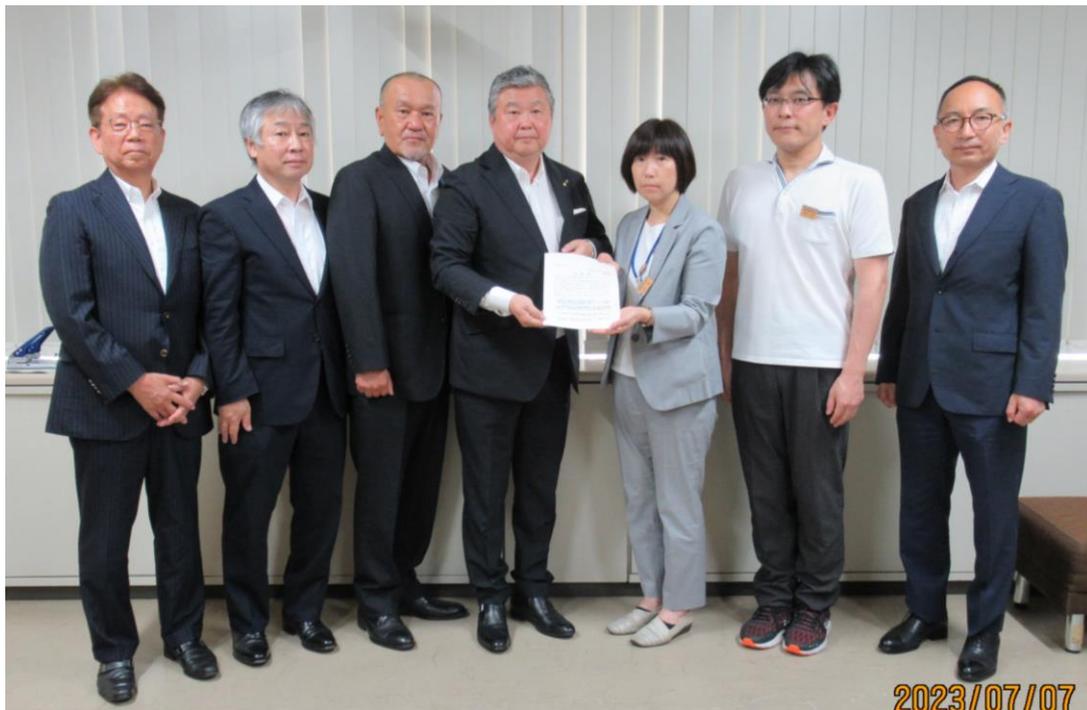


# 愛衛協 組合ニュース

愛衛協 5-1 号  
令和 5 年 7 月 10 日

## 「市町村合特法担当課長会議」開催



【理事長より県知事あて要望書を県資源循環推進課 大谷課長・  
桑山課長補佐へ手交】

左から 大島合特法適用推進委員長、相木副理事長、田島副理事長、  
山下理事長、大谷課長、桑山課長補佐、永田相談役

令和 5 年 7 月 7 日（金）午後 2 時より愛知県自治センターにおいて、愛知県環境局主催の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化事業関係及び一般廃棄物関係担当課長会議」が開催されました。

当組合より県知事及び各市町村長あてに、合特法の適用及び業務委託に係る要望書をお渡しするとともに、「一般廃棄物処理業に関する最近の最高裁判決及び環境省・愛知県通知」を用い、随時契約の重要性、合特法の適用強化、加えて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック資源の回収・リサイクルに既存のリサイクルシステムを活用、及び、廃棄物処理法に基づく違法な不用品回収業者等の取り締まり指導と、違法行為撲滅のため住民の方々への周知徹底を要望しました。

## 理事長からの要望要旨

皆さん、こんにちは

只今ご紹介いただきました愛知県衛生事業協同組合理事長の山下でございます。

本日は、大変貴重なお時間を頂き、誠にありがとうございます。

日頃は皆様方に、当組合並びに組合員が、長きに亘りまして県内各地で大変お世話になり、重ねてお礼申し上げます。

私は、先般行われました当組合の60周年記念総会において、理事長に選任されました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、私どもの組合は、昭和39年に設立され、今年60周年を迎え、その長い歴史のなかで、県や市町村そして地域住民の皆様との間に「信頼と実績」を積み重ねて、地域の皆様に必要とされるよう、努めてまいりました。

皆様もご存じの通り、現在の廃棄物処理法は、明治33年にコレラ等の伝染病の蔓延による公衆衛生の改善を目的とした「汚物清掃法」に始まり、昭和29年には公衆衛生の向上を目的として「清掃法」が制定されました。

そして昭和45年に「清掃法」が全面的に改正されて、生活環境の保全が新たに目的として加えられ、「廃棄物処理法」が制定されました。

これは、当時の高度経済成長に伴う、量消費、大量廃棄によるごみ問題をはじめとするごみ焼却場などの公害問題を基に公害国会において成立したものです。

「廃棄物処理法」は、廃棄物の排出抑制と処理の適正化、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として制定され、その後改正を加えながら現在に至っております。

現在では更に、循環型社会の形成を推進する時代であり、SDGSという全世界が持続可能な社会の実現を目指し、エネルギーや環境そして衛生問題だけではなく、あらゆる分野で世界的に2030年までの目標に向かって様々な政策に取り組んでおります。

また、その中でも特に廃プラによる海洋汚染問題、自然災害への対策や支援、コロナ等の感染拡大時の対応など当業界もその一端を担う部分がございます。

その為にもまずは市町村長の統括的な責任の下、一般廃棄物の適正処理と許可・委託の適正な運用の中で、既存業者が安定かつ継続的な事業を推進できる事が最も重要と考えております。

次に、汚水処理につきましては、下水道の整備が進み、全国的に80%の普及率となっておりますが、維持費が膨大で、各自治体の負担が非常に大きいため、現在では費用面でも、また災害時にも強い浄化槽が見直されております。

処理水の水質上は両者に大差はありませんが、浄化槽は維持管理が大変重要で、特に愛知県では、単独浄化槽が非常に多く小型合併槽への移行がなかなか難しい状況にあります。そのため県も条例を改正するなど、維持管理を重視しており、その基礎データとなる浄化槽の台帳整備を急務として取り組んでみえますので、当組合も清掃に関するデータを提供するなど全面的に協力しております。

改めて振り返りますと私共組合員は昭和30年代には、処理場や処理体系が不十分

な状況であったため、し尿の搬出先に大変苦勞をしたり、赤痢の発生などの対応で身をなげうって地域の環境と公衆衛生を守ってまいりました。

つい最近も、コロナ禍のピークにあっても、県下各地域で全組合員は休むことなく、通常通りの業務を行い、生活環境の保全に努力して参りました。

コロナ対応が緩和された今でも、コロナ感染の増加やインフルエンザの集団感染、そしてはしかの感染など、油断することができず未だに安心できる状況ではありません。

更に、全国的に様々な物価の高騰や、人手不足、また少子化による人口減少など厳しい社会的な問題にも直面しております。

このような状況の中で、我々組合員がいずれの場合にも対応できるよう、事業を安定かつ継続的に推進していく必要があります、その為には、各自治体の皆様方にご理解を頂き、既存業者を有効に活用して頂くことが大変重要でありますので、この場を借りて切にお願い申し上げます。

次に、私どもは、平成14年から毎年、愛知県環境局主催の担当課長会議において、合特法の推進など業務安定化に向けた支援措置等を要望させて頂いております。今年も、次の4点について要望させていただきます。

- 1つ目は、一般廃棄物処理業について、平成26年1月28日の最高裁判決及び平成26年10月8日の環境省廃棄物リサイクル対策部長通知に基づき、一般廃棄物処理の処理委託・許可制度の適正な運用を図るとともに、業務委託等に当たっては、働き方改革や人材難による賃金上昇、更には燃料費の高騰を考慮するなど適切に受託業務が遂行できますよう、ご配慮をお願いいたします。
- 2つ目は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の策定を推進し、同法の趣旨に基づく代替業務を地方自治法施行令に沿って随意契約に該当させることをお願いいたします。
- 3つ目は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック資源の回収・リサイクルに既存業者を使って既存のリサイクルシステムを活用して頂くことをお願いいたします。
- 4つ目は、不正リサイクル事業者や不正不用品回収業者について廃棄物処理法及び関連法規に従って適切な対策を図られますようお願いいたします。

以上の4つに関係する、最高裁判決、環境省、愛知県の通知を取りまとめた冊子も併せてお渡し致しましたので、後ほどご高覧頂ければ幸いに存じます。

長い歴史の中で、各自治体と私ども組合員が育んできた、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を持続していくためにも、経済的な効果を狙うのではなく、環境省の部長通知にもありますように、一般廃棄物の適正な処理の継続かつ安定的な実施が確保されるよう、再認識して頂き、ご理解とご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、本日、お願いいたしました内容につきましては、財政当局、会計当局のご担当者ともぜひ共有していただき、ご理解をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、当組合からのお知らせです。毎年恒例となり7年目となりました、「一般廃棄物実務管理者講習会」を一般社団法人日本環境衛生センターと連携し、10月5日

(木)に名古屋市内において開催いたします。

この講習会は、毎年多くの市町村の職員の方々にも参加頂いております。近々、皆様にご案内させていただきますので、職員の方には無料で参加いただけますので、今年もぜひ参加をお願いします。

終りにあたりまして、これまで永年に亘り県内の各地域で、皆様にご信頼を頂き、ご高配賜りましたことに深く感謝申し上げますとともに、皆様方の更なるご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

令和5年7月7日

【出席者に対して要望行う山下理事長】



令和5年7月7日

各市町村長 様

愛知県衛生事業協同組合  
理事長 山下 正裕

## 要 望 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当組合員の事業の推進に格別のご高配を賜り心から感謝申し上げます。

さて、当組合は、県内の唯一の一般廃棄物処理業者の団体として、60年にわたる長い歴史のなかで、県や市町村そして地域住民の皆様との間に「信頼と実績」を積み重ねて、地域の皆様に必要とされるよう、努めてまいりました。

しかしながら、業務の持続的な推進に関し、下水道の進捗、人口減少など取り巻く環境は厳しいものがあります。加えて、働き方改革や人材難による賃金上昇、昨今の原油価格・物価高騰等により、経営環境は以前にもまして厳しさを増大しております。

つきましては、私どもの現状をご賢察の上、廃棄物処理法、近年の環境省及び愛知県からの通知、最高裁判決並びに昨年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の推進に関する法律」を踏まえて、当組合員がこれまで概ね半世紀以上にわたり取り組んできた業務が、今後とも安定的かつ継続的に実施できますよう、次の事項についてご配慮いただきますようお願いいたします。

- 1 一般廃棄物の処理委託・許可制度の適正な運用を図るとともに、業務委託等に当たり、働き方改革や人材難による賃金上昇、さらには燃料費の高騰を考慮するなど適切な配慮をお願いします。

廃棄物処理法において、一般廃棄物処理は、市町村の自治事務として一般廃棄物処理計画を定め、かつ、同計画に従って処理を行わなければならないとされています。

また、市町村自らが処理を行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、一般廃棄物の処理責任は、市町村が有するとされており、委託および許可の基準が規定されています。

一般廃棄物処理は、電気、ガス、上下水道などと同様に公共性・公益性の高い業務であり、公共サービスとして、経済性の確保より業務の適正な遂行が優先されるべきである旨を平成26年1月28日の最高裁判決において改めて示されました。

当組合は、委託又は許可業者として長きにわたり市町村の皆様方のご指導を賜り、処理業務の一端を担ってまいりました。

また、今般の新型コロナウイルス感染症や全国各地で頻繁に発生している大規模災害発生時の際のし尿やごみの処理について、市町村の皆様のご指導の下に、これまでも着実に実施してまいりました。今後とも誠意ある対応を心がけていく所存です。

しかしながら、人口減少、高齢化、従業員の確保難など我々を取り巻く環境は厳しいものが予測され、昨今の燃料・原材料価格の高騰は経営の根幹を揺るがす事態を招いております。

公共サービスとして、迅速かつ円滑な収集運搬が安定的・継続的に行われるためには、受託者が健全な形で業務の遂行を成し得る体制（施設、車両、人員等）の確保が重要であると思料いたします。

言い換えますれば、受託できるか否か不確実な状況下では安定した業務体制を確保・維持することは困難です。

私どもの業務が、それぞれの地元において安定的かつ持続的に存続できるように、廃棄物処理法、26年1月28日の最高裁判決及び26年10月8日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知を踏まえ、一般廃棄物処理業者の健全育成の推進をお願いします。

★関係 法令、通知及び判例

廃棄物処理法（抄）

第7条 一般廃棄物処理業の許可の基準

- ・ 市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること
- ・ 申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合すること
- ・ 施設及び能力が、事業を的確にかつ継続して行うに足りること

廃棄物処理法施行令（抄）

第4条 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

- ・ 業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ業務の実施に際し相当の経験を有するものであること。
- ・ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

平成26年1月28日 最高裁判決（要約）

「一般廃棄物処理計画に適合することなどの許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が阻害されることの無いよう一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られている仕組みが設けられている。

一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。

したがって、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可等を受けている者は、当該区域を対象とする他の者に対してされた同業の許可処分等の取消しを求めるにつき、原告適格を有する。」

平成26年10月8日 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知

（要約）

「市町村が行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合であっても、許可業者に行わせる場合であっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、業の許可の運用を図ることが重要である。また、委託に際しては、廃棄物処理法の委託基準に『業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有することに加えて、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。』が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。」

2 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」という。)に基づく合理化事業計画の策定を推進し、同法の趣旨に基づく代替業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約に該当させること。

愛知県内の下水道普及率は、昭和60年度末の35%から令和3年度末には初めて80%を上回ることとなりました。

し尿・浄化槽汚泥清掃処理業者は、事業の転換、廃止等を余儀なくされていますが、下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつ、し尿の処理及び浄化槽清掃の適正な実施を継続して行わなければなりません。さらに事業の転換等により不用となる運搬車等の設備及び機材を他に転用することは極めて困難です。

このため、し尿処理業者等の適正処理体制を確保するため制定された合特法に基づく一層のご支援をお願いします。

また、平成24年4月12日の福岡高裁の判決(平成26年4月3日 最高裁上告棄却により確定)では「合特法第8条の金融上の措置に伴う公金の支出を避けるために公共施設浄化槽保守点検等の業務を随意契約で代替業務として提供し、既存業者を保護する方法をとることも合理性がある。」と示されています。さらに大規模災害時には、避難所において直ちに必要が迫られる仮設トイレなどのし尿処理を速やかに実施し、被災された方々の不安を少しでも解消するためにも、し尿処理業者等への合特法に基づく合理化事業計画等による支援の一層の推進を図るとともに、代替業務の随意契約による提供をお願いします。

★関係 法令及び判例

地方自治法第234条(抄)

2 指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令第167条の2(抄)

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

②不動産の買い入れ又は借り入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

福岡高裁判決

(平成 26 年 4 月 3 日 最高裁上告棄却により確定 要旨 )

随意契約の適法性について、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する。

合特法に基づく合理化事業計画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できること。

収入や、浄化槽汚泥収集量が増加しているとしても、本件既存業者は、下水道の供用開始による影響を少なからず受けたものと認められる。

し尿処理等の事業の安定的な継続が伊万里市にとって今後も必要であることを考慮すると、随意契約の方式により締結したことは、合特法の趣旨を合わせ考えれば、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内にある。

### 3 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック資源の回収・リサイクルに既存のリサイクルシステムを活用すること

資源有効利用促進法に基づき、個別物品の特性に応じて家電リサイクル法、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法などにより資源循環の取組が進められているところです。

そうした中で、昨年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

同法では、容器包装リサイクル法で対象となっている家庭から排出されるプラスチック製容器包装に加え、家庭から排出される製品プラスチックや事業者から排出されるプラスチック資源についても、それぞれ市町村や事業者の回収・リサイクルの規定が盛り込まれ、新たなリサイクル制度の構築が進められるものと思料されます。

市町村での新しいリサイクル制度の構築に際しては、これまで私共が容器包装リサイクルで培った既存のルートを有効に活用する実効性のある制度とされますようお願いいたします。

また、この既存のルートでのリサイクル業務の多くは、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の代替業務として受託しているものであることから、新たなリサイクル制度により、これまでの委託業務がなくなる場合は、別の代替業務にご配慮いただくようお願いいたします。

### 4 不正リサイクル事業者や不正不用品回収業者について廃棄物処理法及び関連法規に従って適切な対策を図られたい。

廃家電製品、建築物の解体時に所有者等が残置した廃棄物、遺品整理等で発生した一般廃棄物を許可又は委託を受けずに直接引き取り回収・収集運搬を行う業者が見受けられます。

このような廃棄物処理法等に抵触する違法な業者により回収されたものは、不法投棄など生活環境の保全上の支障を生じさせる可能性があるところであり、昨年2月には、一宮市の業者が廃棄物処理法等違反で逮捕、起訴されたところです。

つきましては、廃棄物処理法に基づく違法な不用品回収業者等の取り締まり指導と、違法行為撲滅のため住民の方々への周知徹底をお願いいたします。

## 講習会案内

### 社会保険労務士による個別無料相談を行います。

今年度も社会保険労務士による個別相談事業を愛知労働局の補助金制度を利用して、下記により実施することとなりました。

「労働時間の上限規制」や「同一労働同一賃金」などへの対応について昨年度同様に社労士が希望の場所に出向き無料で相談に応じます。

つきましては、希望される方は事務局までご連絡下さい。

- 期 間 : 案内到着より令和6年2月16日(金)
- 相談場所 : 会社事務所、自宅等 希望される場所に社労士が出向きます。
- 予定社数 : 50社 各3回程度(相談内容に応じて検討)  
支部会等でセミナーを開催
- 費 用 : 無料
- 質 問 例 : ① 有給休暇を1年に5回以上取得させていますか？  
② 毎月30時間以上、残業や休日出勤をしていませんか？  
③ 正社員とパートタイマーで手当、賞与、退職金などの制度が異なっていませんか？  
④ 就業規則が古くなっていますが、変更案を作成してもらえますか？  
⑤ 問題が起きないように、入社時や退職時に確認書類を提出させていますか？  
⑥ 労務管理、社会保険、助成金についてセカンドオピニオンは必要ありませんか？  
⑦ やるべきこと、気を付けること、困っていることなど社会保険労務士に聞きたいことはありませんか？

※ 秘密厳守です。  
お気軽にご相談ください。

## 講習会案内

### 【一般廃棄物（ごみ・し尿）実務者講習会】

日本環境衛生センター 主催

受講対象：市町村長から許可もしくは委託を受けて一般廃棄物の処理を行う者及びそこに従事する者

市町村のご担当者様へもご案内予定です。

日 程：令和5年10月5日（木）（11日（水）より変更になりました。）

会 場：フジコミュニティーセンター 大会議室

受講料：24,200円（予定）

### 【制御盤講習会】

制御盤及びブローアのメンテナンスについての講習会

なお、優良浄化槽保守点検業者向け研修の認定を受けられるよう、県環境局と調整中

・日 程：令和5年12月5日（火）午後予定

・会 場：名古屋国際会議場 会議室2号館 222・223

## 訃 報

当組合副理事長の相木徹様ご尊父、当組合前相談役、元理事長としてご活躍いた  
だいておりました 相木邦昭様が令和5年7月8日、享年78歳で永眠されました。  
心よりご冥福をお祈りいたします。

なお、葬儀につきましては、近親者にて執り行われましたこと、及び、ご供花ご  
供物ご香典の儀は、ご辞退の旨お申し出がございましたことを申し添えます。

別途、日を改めてお別れの会を催されるとのことです。

## 夏季休暇のお知らせ

8月14日（月）～8月16日（水）までお休みをいただきます。

ご不便をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い致します。

### 愛知県衛生事業協同組合

☎460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26（昭和ビル5F）

TEL 052-241-7692 ・ FAX 052-241-7693

URL：<https://aieikyuu.com>